

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ（離宮公園指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ①物品の管理を適正に行うべきもの 指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指定管理者となっている。 また、管理運営業務仕様書によれば、神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとし、物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利のようにしなければならない。」と定めている。 しかし、指定管理施設では、神戸市に帰属する備品について、管理簿に記載されているが、備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。 備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、神戸市物品会計規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。 また、本市所管局は、神戸市物品会計規則等に基づき、適正に物品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。	須磨離宮公園において使用している神戸市に帰属する備品については、神戸市から備品番号票を受領し、容易に特定できるよう、貼付を完了した。 今後、神戸市帰属となる備品については、当該年度終了後、神戸市に報告し、神戸市から備品番号票を受領の上、貼付することとする。 本市所管局としても、指定管理者に対し、神戸市物品会計規則等に基づいた適切な物品管理を指導していく。	措置済